

7 愛媛海区漁業調整委員会指示第 71 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 20 年 2 月 1 日

愛媛海区漁業調整委員会会長 佐々木 護

瀬戸内海（漁業法第 110 条第 2 項に規定する瀬戸内海をいう。）のうち愛媛県海域においては、「ふぐ浮延なわ漁業」は営んではならない。